平成１８年（排）第２６号

排　除　命　令　書

川崎市麻生区王禅寺東二丁目２０番１４号
株式会社オーシロ
同代表者　代表取締役　大　城　令　子

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社オーシロは，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「タバクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に０．７グラム入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１５年１２月ころ以降，当該商品の包装紙において，当該商品をたばこの先端に付着させ喫煙すれば，たばこの煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し，喫煙による害がなくなるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社オーシロは，今後，「タバクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に０．７グラム入ったもの）又はこれと類似の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく前項と同様の表示をしてはならない。

３　株式会社オーシロは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社オーシロ（以下「オーシロ」という。）は，肩書地に本店を置き，健康食品等の製造販売業を営む事業者である。

2　オーシロは，「タバクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に０．７グラム入ったもの。以下「タバクール」という。）を製造し，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

3　オーシロは，タバクールについて，遅くとも平成１５年１２月ころ以降，当該商品の包装紙（別添写し）において，「◆使用方法　○たばこを軽く回しながら、たばこの先端（葉の部分）にタバクールを少量つけ、火をつけて喫煙してください。」，「◆特徴　○タバクール使用により煙害をなくし、喫煙時の違和感がありません。」と記載の上，「ニコチンをビタミンに変える」と大きく記載することにより，あたかも，タバクールをたばこの先端に付着させ喫煙すれば，たばこの煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し，喫煙による害がなくなるかのように示す表示をしている。

4　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，オーシロに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，オーシロは，当該期間内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，オーシロが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，タバクールの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１０月１９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長	竹島一彦
委員	柴田愛子
委員	三谷紘
委員	山田昭雄
委員	濱崎恭生